

「府中市子ども家庭支援センター運営会議要綱」の主な変更点について

1 趣旨

本市における附属機関等の位置付けを明確にするため、「府中市附属機関の設置等に関する条例」が平成27年4月1日付で施行されたことに伴い、「府中市子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱（旧名称）」を一部改正いたしました。なお、主な変更点は次のとおりです。

2 主な変更点

(1) 要綱名称

新：府中市子ども家庭支援センター運営会議要綱

旧：府中市子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱

(2) 会議名称

新：府中市子ども家庭支援センター運営会議

旧：府中市子ども家庭支援センター運営協議会

(3) 会長及び副会長の取扱い

要綱改正に伴い、意見の交換を主宰する者は子ども家庭支援センターの職員となりましたが、議事進行を円滑に図るため、会長等を設置することとします。

(4) 会議への出席

旧要綱では、会議への出席は会長が求めるとしておりましたが、改正後は市長が求めることとします。